

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
アスファルトフィニッシャ	GE-A380110L	
	作 成	昭和47年 7月18日
	変 更	令和 4年12月 6日
	作成部隊等名	補給統制本部 施設部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する市販品のアスファルトフィニッシャ（以下，“器材”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、JIS A 8701及びGLT-CG-Z00001による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

JIS A 8701 アスファルトフィニッシャの仕様書様式及び性能試験方法
NDS Z 8011 角形銘板

b) 仕様書

DSP K 5218 鉛・クロムフリー外部用フタル酸樹脂エナメル（半つや）
GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
GE-Z421018 粉末消火器
HE-L183004 車両シート

c) 法令等

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）

自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）

自衛隊の使用する自動車の番号、標識及び保安検査に関する達（陸上自衛隊達第95-3号）

2 一般的事項

一般的事項は、次による。

- a) この器材は、この仕様書の各項目を満足し，“自衛隊の使用する自動車に関する訓令”（以下，“訓令”という。）に適合しなければならない。

- b) この器材は，“特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律”に適合しなければならない。
- c) この仕様書に規定していない事項は，製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3 製品に関する要求

3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は，調達品目表による。

3.2 性能等

性能等は，調達品目表による。

3.3 外観

外観は，次による。

- a) 外観上の割れ，まくれその他の欠陥があってはならない。
- b) 各部の塗装及びめっきにむらがあってはならない。

3.4 塗装

塗装は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，次による。

- a) 塗装は，十分な防せい処理をし，下塗り塗装を行った後に，上塗り塗装を行う。
- b) 上塗り塗装は，**DSP K 5218**の色番号2314（OD色 7.5Y 3/1）又は無鉛で，かつ，**DSP K 5218**と同等以上の性能をもつ塗料（OD色）を標準とし，2回塗り以上行う。細部は，承認図面等による。
- c) 塗装は，座席，車輪，油圧ホース及び器材の動作に支障をきたす箇所を除く，本体外面，作業装置，附属品箱及び予備品箱とする。
- d) 運転席日覆い及び支柱は，OD色塗装又はOD色染色とする。
- e) 給油脂部は，赤表示する。

3.5 製品の表示

製品の表示は，**GLT-CG-Z000001**の2.3によるほか，次による。細部は，承認図面等による。

- a) 器材本体には，**NDS Z 8011**に示す，1種銘板及び2種銘板又は，1種，2種兼用の銘板を取り付ける。また，操作要領，給油脂部及び注意喚起が必要な箇所については，3種銘板の取付け又は，製造者の標準仕様による表示を行う。
- b) 運転席日覆い，附属品箱及び予備品箱には，**GLT-CG-Z000001**の図2に示す物品管理区分標識及び品名を表示するとともに，箱蓋の内面に4種銘板を取り付ける。
- c) 器材本体に器材番号及び“自衛隊の使用する自動車の番号，標識及び保安検査に関する達”に基づく陸上自衛隊標識を表示する。

4 品質保証

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 出荷条件

5.1 包装

包装は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，商慣習による。

5.2 包装の表示

包装の表示は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，商慣習による。

6 その他の指示

6.1 附属品

附属品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。細部は、承認図面等による。

表1－附属品

番号	品名	数量 ^{a)}	規定
1	標準附属工具	一式	製造者が規定する標準附属工具とする。
2	シート	1	HE-L183004の車両シート，5号とする。
3	消火器	1	GE-Z421018の粉末消火器 ABC 1.8 kg 加圧式自動車用とし，ブラケット付きで，運転席の取扱いが容易な箇所に取り付ける。
4	運転席日覆い	1	FRP製
5	舗装厚自動制御装置	一式	製造者が規定する仕様及び社内規格による。
6	合材フローコントローラ	一式	a) 超音波式 b) 製造者が規定する仕様及び社内規格による。
7	前輪駆動力調整装置	一式	a) 走行装置用 b) 製造者が規定する仕様及び社内規格による。
8	緊急離脱装置	一式	製造者が規定する仕様及び社内規格による。
9	カメラ	1	ホッパ内確認用
10	作業灯	一式	a) LED作業灯 b) 製造者が規定する仕様及び社内規格による。
11	給油図表	1	給油脂箇所，油脂類，点検・交換時期などを示した図表とし，器材に貼り付けるか，番号8に収納する。
12	附属品明細表	1	全ての附属品を網羅した，一覧表とする。
13	附属品箱	1	a) 鋼板製とし，内部に適当な間仕切りを設け，施錠（錠前を取り付ける。）可能とする。 b) 番号1，番号6（器材に貼り付けた場合は，これを除く。）及び番号7を収納可能とする。
注 ^{a)} 数量を変更する場合は，調達要領指定書によって指定する。			

6.2 予備品

予備品は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，表2による。細部は，承認図面等による。

表2－予備品

番号	品名	数量 ^{a)}	規定
1	電球	一式	照明装置欄に示す灯火の装着数の半数，ただし，装着数が1個の場合は1個，前照灯は2個（端数，1未満切り捨て）
2	ヒューズ		各種サイズ2個
3	グロープラグ		予熱燃焼式機関だけとし，装着数の半数
4	Vベルト	一式	機関用
5	予備品箱	1	鋼板製とし，内部に適当な間仕切りを設け，番号1，番号2及び番号3を収納可能とする。
注 ^{a)} 数量を変更する場合は，調達要領指定書によって指定する。			

6.3 承認用図面等

契約の相手方は、GLT-CG-Z000001の箇条6に基づき、3.5、6.1、6.2、全体図及び主要諸元（カタログなどでも可）についての承認用図面並びに3.4のb)の塗装色色見本各3部（ほかに、承認願書だけ1部）を契約担当官等に提出し、承認を受ける。

6.4 納入書類

6.4.1 添付書類

契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、器材1台ごとに表3の書類を添付する。

表3－添付書類

番号	名称	数量 ^{a)}	摘要
1	取扱説明書	1	GLT-CG-Z000001の7.1 a)、7.2 a)及び7.3 a)による。 日本語版とし、合冊してもよい。
2	整備資料（第1種）	1	
3	部品表（第1種）	1	
注 ^{a)} 数量を変更する場合は、調達要領指定書により指定する。			

6.4.2 提出書類

契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、製品納入時、陸上自衛隊関東補給処古河支処に表4の書類を提出する。

表4－提出書類

番号	名称	数量 ^{a)}	摘要
1	取扱説明書	1	GLT-CG-Z000001の7.1 a)、7.2 a)及び7.3 a)による。 日本語版とし、合冊してもよい。
2	整備資料（第1種）	1	
3	部品表（第1種）	1	
4	完成品写真 ^{b)}	一式	四方写し（前後左右）
5	試験成績書	1	製造者が規定する仕様及び社内規格による、検査成績書に替えてもよい。
注 ^{a)} 数量を変更する場合は、調達要領指定書によって指定する。			
注 ^{b)} 過去に納入実績があり、前回納入時と変更のない場合は、省略してもよい。			

6.5 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調 達 品 目 表

調達要求番号		作成部隊等名	補給統制本部 施設部
調達要求年月日	令和 年 月 日	作成年月日	令和 年 月 日
仕様書番号	GE-A380110L		

1 調達品目

品名	カタログ製品名 ^{a)}
アスファルトフィニッシャ	住友建機（株） HA60W-10
	範多機械（株） F60W5
	又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）
注^{a)} この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

2 性能等

同等と判断する要求基準は、次による。

a) 性能は、次による。

1) 標準舗装幅は、次による。

- 1.1) 最小幅 2 500 mm以下
- 1.2) 最大幅 6 000 mm以上
- 2) 舗装厚（4.5 m舗装時） 10 mm～300 mm
- 3) 最少回転半径 8.2 m以下
- 4) 登坂能力（作業時） 15 %以上
- 5) 最高速度（前後進共に） 8.0 km/h以上

b) 寸法及び質量は、次による。

- 1) 全長 7 100 mm以下
- 2) 全幅（収縮時） 2 500 mm以下
- 3) 全高（輸送姿勢） 2 700 mm以下
- 4) 軸距 2 650 mm～2 750 mm
- 5) 総質量 15 000 kg以下

c) 構造は、次による。

- 1) 走行駆動装置は、前後輪計4本からなる、ホイール式とする。
- 2) 作業駆動装置は、油圧式とするほか、次による。
 - 2.1) ホッパは、容量10 t以上とし、可傾式とする。
 - 2.2) フィーダ装置は、2連式とし、それぞれの有効幅は、380 mm～430 mmとする。
 - 2.3) スクリード装置は、伸縮式で、かつ、手動式ハンドル及び遠隔操作併用式、又は、遠隔操作式の調整装置をもつほか、クラウン調整装置をもつ構造とする。
- 3) 座席は、車体後方に位置し、耐水性をもつ構造とする。
- 4) 運転席は、屋根部（表1の番号4）及び柱部から成る、分解組立て及び折畳みが可能な日覆いをもつ構造とする。
- 5) 作業灯を2個以上もつ構造とする。